

平成31年2月19日
15:00～ 議会運営委員会議室

第9回議会改革協議会 次第

- 1 第8回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 選挙公報の発行について
- 3 議会活動の広報強化について
- 4 政務活動費支出の透明性の向上について
- 5 その他

第8回 議会改革協議会 会議要旨

開催日：平成30年5月22日（火曜日）

会場：議会運営委員会室

出席者：戸町座長、田中議員（自由民主党）
成重議員、松岡議員（公明党）
森議員、奥村議員（ハートフル北九州）
荒川議員、大石議員（日本共産党）

議題：

- 1 第7回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 議会活動の広報強化について
- 3 第9回協議会について
- 4 その他

主な意見など

1 第7回議会改革協議会の協議結果について（確認）

【事務局説明】

※資料1のとおり、第7回議会改革協議会の協議結果を取りまとめ、市議会ホームページに掲載したことを報告。

【座長】

・ただ今の説明について、ご確認いただけるか。（全員了承）

2 議会活動の広報強化について

（1）議会活動の公開

○ ケーブルテレビ・ネット中継の拡大

【座長】

- ・報告書案（資料2）について、ご了承いただけるか。（全員了承）
- ・私から代表者会議に報告する。
- ・討論のルール化については各会派のご協力を願いたい。

（2）議会活動の公開

○ 議会報告会

【座長】

・これまでの協議を踏まえて、「（仮称）市民を語る会」について、「資料3」のとおり座

長案を作成した。

- ・公明党より前回提案のあった常任委員会別の報告会については、市民と語る会の試行を実施した後の検証時に、そのあり方について議論してはどうかと考えている。
- ・従来の議会報告会については、前回示した「資料4」のとおり考えている。
- ・各会派の意見を聞きたい。

※以下、意見交換

【自由民主党】

- ・資料3の「少数会派の参加」というのは、運営会議に参加するということか。

【公明党】

- ・常任委員会別の報告会について、試行実施後に協議をしていただくことはありがたい。

【ハートフル北九州】

- ・「(仮称)市民と語る会」については、特に反対することはない。あまり時間がないので、運営会議を早く立ち上げてほしい。

【日本共産党】

- ・「(仮称)市民と語る会」について、会派でも協議したが、「イメージがよく湧かない」、「もう少し把握できるものを示してほしい」、という意見があった。

【座長】

(自由民主党の質問に対して)

- ・少数会派がパネラーとしても参加することについても、模索しなければならない。しかし、どのようなかたちにするかは、まず1回やってみないことにはわからない。試行実施の結果を受けて、もう一度話し合いたいと考えている。

(公明党の意見に対して)

- ・常任委員会別の報告会については、非常に重要なテーマだと考えている。今後しっかり時間をかけて、協議していきたい。

(日本共産党の意見に対して)

- ・イメージ的には、他の団体と協働してパネルディスカッションを開催ということになる。前々から議論してきたように、今までの議会報告会だと、議会の統一的な意見の表明しきれなかったが、会派の意見が出るような、討論会なり、パネルディスカッションなりにしていきたい。
- ・一番重要な点として、議会基本条例の理念にある「市民との協働による開かれた議会」、この「協働」が、他の団体と協力して開催するということにあたりと考えている。

【日本共産党】

- ・もう一度だけ、会派で協議する時間がほしい。

【座長】

(日本共産党の要望に対して)

- ・ それでは、回答を今週中にいただきたい。

【座長】

- ・ 代表者会議が間近であり、もう一度集まって協議することが難しいため、持ち回りです承を得たいと思うがよいか。(全員了承) 日本共産党の回答が出次第、持ち回りです承を得て、代表者会議で報告をしたい。

○ 市議会だよりについて

【座長】

- ・ 報告書案(資料5)について、ご了承いただけるか。(全員了承)
- ・ 私から代表者会議に報告する。

【座長】

- ・ なお、代表者会議での報告資料は、後ほど事務局を通じ、各委員に配布するので、代表者会議が予定されている5月28日までに各委員より各会派の代表者にあらかじめ説明をお願いしたい。

3 第9回協議会について

【座長】

- ・ 第9回協議会の開催日程は、事務局に調整させ、決まり次第連絡する。

協議結果（案）

2 選挙公報の発行

次の一般選挙から選挙公報を発行すべきであるとの意見を4党派一致で取りまとめた。

なお、選挙公報の掲載文に関するルールとして、「責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なうような内容を記載してはならない」とする品位保持の規定を条例上に設けるべきと考える。

条例案は別紙のとおり。

また、期日前投票の増加等を踏まえ、速やかに有権者が必要な情報に到達できる機会を提供するため、選挙管理委員会による公職選挙法第6条に基づく選挙公報のインターネット掲載が有効であることを確認した。

○北九州市議会議員選挙選挙公報発行に関する条例（案）

※下線は「北九州市長選挙選挙公報発行に関する条例」と異なる箇所。

（趣旨）

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第172条の2の規定にもとづき、北九州市議会議員の選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。)における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

（発行）

第2条 北九州市選挙管理委員会(以下「市の委員会」という。)は、北九州市議会議員の選挙においては、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を1回発行しなければならない。

（掲載の申請）

第3条 候補者が、選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添えて、市の委員会の指定する期日までに、文書で市の委員会に申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なうような内容を記載してはならない。

（掲載の方法）

第4条 市の委員会は、前条の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、市の委員会がくじで定める。

3 前条の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

（配布）

第5条 選挙公報は、市の委員会の定めるところにより、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙の期日前1日までに配布しなければならない。

（発行を中止する場合）

第6条 公職選挙法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

（申請等の時間）

第7条 この条例に定める事項またはこの条例にもとづき市の委員会が定める事項について市の委員会に対してする申請その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

（委任）

第8条 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、市の委員会が定める。

協議結果（案）

3 議会活動の広報強化

（2）議会広報のあり方

ア 議会報告会（北九州市議会基本条例第 14 条）

議会報告会は、市政の重要なテーマについて議会で審議が行われたときなどに、必要に応じて議長が発議し、代表者会議の了解を得て、議会報告会運営会議を設置のうえ開催する。

イ カフェトーク in 北九州 ～議員とまちを語ろう～

（北九州市議会基本条例第 12 条）

平成 31 年度以降は、今回試行実施した内容を踏まえて、「カフェトーク in 北九州 ～議員とまちを語ろう～」を実施することとし、内容は次のとおりとする。

- ・ 特定のテーマを設定する。
- ・ 関係団体との協働とする。
- ・ 人の往来がある場所で実施する。
- ・ パネルディスカッションを主な内容とする。

なお、平成 31 年度の運営会議委員として、各会派から 1 名ずつ選出することとし、平成 32 年度以降の実施方針については、運営会議において検討する。

「(仮称) 市民と語る会」 試行実施結果について

1 試行実施概要

(1) 名 称 カフェトーク in北九州 ～議員とまちを語ろう～

(2) 日時・場所・テーマ等

〈日 時〉 平成30年10月28日 (日) 13:30～15:40

〈場 所〉 チャチャタウン小倉 イベント広場 (小倉北区砂津三丁目1-1)

〈テーマ〉 人口減少について

〈参加者数〉 約800人

(3) プログラム

① 挨拶 13:30～

- ・ 井 上 秀 作 議長
- ・ 大 貝 敏 之 北九州青年会議所理事長

② 基調講演 13:45～

- テーマ「北九州市の人口動態について」
南 博 北九州市立大学地域戦略研究所教授

③ パネルディスカッション 14:00～15:40

●パネリスト

《北九州市議会》

佐 藤 栄 作 議員
松 岡 裕一郎 議員
奥 村 直 樹 議員
荒 川 徹 議員

《北九州若者まちづくりサポーター》

木 村 紗 彩 (九州大学1年)
木 元 利早子 (常磐高等学校3年)
伊 藤 尚 希 (九州国際大学附属高等学校2年)
榎 本 咲 子 (小倉高等学校1年)

●コーディネーター

南 博 北九州市立大学地域戦略研究所教授

2 運営会議の開催状況

	日 時	出席者	議 題
第1回	6月12日（火）	・運営会議委員	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会委員及びパネラーについて ・（仮称）市民と語る会の名称について ・実施概要について ・今後のスケジュールについて
第2回	7月5日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・運営会議委員 ・北九州青年会議所 ・若者代表 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働団体について ・（仮称）市民と語る会の名称について ・実施内容について
第3回	7月27日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・運営会議委員 ・北九州青年会議所 ・若者代表 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施内容について
第4回	8月17日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・運営会議委員 ・北九州青年会議所 ・若者代表 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施会場について ・コーディネーターの選定について ・市民との意見交換について ・広報計画について
第5回	9月19日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・運営会議委員 ・北九州青年会議所 ・若者代表 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討課題について ・参加者アンケートについて ・広報について ・事前リハーサルについて
事前 リハーサル	9月30日（日） 10月21日（日）	—	<ul style="list-style-type: none"> ・実施結果について ・台風等の理由により中止
第6回	12月12日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・運営会議委員 ・北九州青年会議所 ・若者代表 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施結果について ・平成31年度の実施方針(案)について

3 運営会議委員

（座長）	自由民主党	戸 町 武 弘	議員
	公 明 党	成 重 正 丈	議員
	ハートフル北九州	森 浩 明	議員
	日本共産党	田 中 光 明	議員

4 広報活動

- (1) 市政だより(平成30年10月15日号)への記事掲載
- (2) 市及び市議会ホームページでの広報
- (3) マスメディアを利用した広報
 - ・ クロスFM イブニングライン北九州(10月16日16:45~16:50放送)
パネリストである佐藤栄作議員への生電話インタビュー
- (4) 広報チラシの配布、配置(計5,000部)
 - ・ 議員による配布【840部】
 - ・ 北九州青年会議所及び若者による配布【1000部】
 - ・ 区役所、出張所、広聴課への配置【510部=17ヵ所×30部】
 - ・ 市民(サブ)センターへの配置【1,360部=136施設×10部】
 - ・ 生涯学習(総合)センターへの配置【270部=9施設×30部】
 - ・ 市内10大学及び近隣6大学への配置【480部=16大学×30部】
 - ・ 市幹部会、総務担当課長会議での配布【100部】
 - ・ 各区自治総連合会への配布【250部】
 - ・ 報告会場への配置など
- (5) ポスター掲示(B2版)
 - ・ モノレール駅への掲示【9駅】
- (6) 報道機関への資料提供
- (7) 公式SNS「好きっちゃ北九州」掲載
- (8) サンデー北九州「北九州市 info」(平成30年10月20日掲載)
- (9) インフォメーション掲載(職員向け)

協議結果（案）

4 政務活動費支出の透明性の向上

（1） 使途基準運用マニュアルの見直し

ア 市外調査等における報告書の提出、閲覧公開

市外における調査、市外で開催される研修会への参加、市外での要請・陳情活動、市外で開催される会議等への参加をした場合は、日時等内容が明らかになるよう、報告書を作成し、提出することとする。

なお、提出した報告書は、領収書とともに閲覧公開する。

イ 旅費を支出する場合、日当、夕食代は支出しないことをマニュアルに明記

現状のマニュアルでは、旅費を支出する場合、北九州市旅費条例に準じて支出となっているため、日当、夕食代は支出できるが、従来から自粛しており、支出しないことをマニュアルに明記する。

なお、マニュアルの見直しにおいて、領収書のホームページ公開や第三者機関による審査の導入についても、協議を行ったが、結論に至らなかった。

（2） 事後払い

事後払いについては、全会派の合意が得られなかったため、今回、見送ることとする。

なお、現状の「北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例」では、収支報告書及び領収書の写しの閲覧の対象者について、市内居住者等に限定しているが、政務活動費支出の透明性の向上に向け、何人も収支報告書等の閲覧が請求できるよう、「条例」の一部改正を行う。

条例の一部改正及びマニュアルの改訂の施行日については、平成31年4月1日とする。

政務活動費作業部会の推移

資料 3 別紙

回数	開催日	協議内容
第 1 回	平成29年8月21日	部会長の選出、部会の進め方、協議項目
第 2 回	平成29年9月29日	意見集約、車のリース料の支出、会計帳簿及び調査（視察）報告書の提出・公開
第 3 回	平成29年11月14日	各種帳票様式、本市議会の按分率の状況、領収書のホームページ公開、事後払い・会派内事後払い、政令市における第三者機関の設置状況、政務活動費情報公開度
第 4 回	平成29年12月8日	意見集約
第 5 回	平成30年1月22日	各種帳票様式、支出項目の見直し、按分率の見直し、領収書のホームページ公開、第三者機関の設置、会派内事後払い
第 6 回	平成30年3月23日	意見集約、帳票様式の修正、協議項目に係る今後の方向性の整理
第 7 回	平成30年7月27日	閲覧公開・ホームページ公開、マニュアルの修正、支出項目の見直し
第 8 回	平成30年9月25日	意見集約
第 9 回	平成30年10月26日	マニュアルの修正、支出項目の見直し、閲覧制限の解除
第 1 0 回	平成30年12月13日	意見集約
第 1 1 回	平成31年1月31日	意見集約、議会改革協議会への報告

※ 作業部会＝所属議員が5名以上の会派の経理責任者ほか1名で構成。議会改革協議会委員8人のうち1人が経理責任者と交代して協議を行った。